

# 生野区における指定校変更基準（部活動）について

大阪市では、真にやむを得ない事由があると認めた場合に、例外的に、住所地により定められた学校（通学区域校）以外の学校への就学を希望できる（指定校変更）制度があります。

生野区では、次のとおり、区独自の取組として、入学時に限って指定校変更の申し立てができるよう指定校変更基準を設けています。

**対象となる方** 令和3年4月に区内の中学校に入学し、通学区域校にない部活動への入部を強く希望する方

**変更できる範囲** 区内全中学校

**申請期限** **令和3年1月18日（月）17時30分まで**  
※受付は窓口での申請のみとなり、電話等での受付はできません。

**持ちもの** 就学通知書、保護者様の本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）

## 今後のスケジュール

時 期		予 定
令和3年	1月 18日（月）	指定校変更申請の受付期限
	26日（火）	申請結果の区ホームページ公表
	29日（金）	公開抽選

## 注 意 事 項

- 1 学校選択制実施中学校においては、**学校選択制による希望者の就学が決定し、その結果受入可能人数に余裕のある場合に希望可能です。**
- 2 受入可能人数は決まっています（学校別の受入可能人数は、裏面をご覧ください）
  - ・ 受入可能人数を超えて希望者があった学校については、公開抽選により希望者の中から就学者を決定します。
  - ・ **抽選に漏れた場合は、通学区域校に就学していただくこととなります。**
- 3 **申請期限を過ぎてから希望することはできません。**  
**また、変更の許可後は、指定校変更を取り消すことはできません。**（新入学時のみ申請が可能です。）
  - ・ 入学が決まると、希望を取り消すことはできませんので、申請の際には児童の意思を確認していただくなど家庭内で十分に話しあってください。
  - ・ **入学後に廃部等の事情で部活動を継続できない状況となっても、引き続きその学校に就学し続けていただくこととなりますので十分にご留意ください。**
- 4 その他
  - ・ **自転車通学はできません。予め通学路をよく確認するなど通学の安全等を十分考慮して申請してください。**
  - ・ 申請する前に、部活動を見学するなどして、必ず部活動の状況をご確認ください。

### 【申請及び問い合わせ先】

生野区役所 窓口サービス課（住民情報）就学担当【1階5番窓口】

電話番号：06 - 6715 - 9963 FAX 番号：06 - 6715 - 9110

## 学校別受入可能人数

学校名	大池	桃谷	生野	東生野	田島	巽	新生野	新巽
通学区域外からの受入可能人数	0～若干名 (※1)	10名未満	若干名	0～若干名 (※1)	若干名	10～19名程度	若干名	0～若干名 (※1)
特別支援学級にかかる受入可能人数(※2)	10名未満	0～若干名 (※1)	0～若干名 (※1)	0～若干名 (※1)	若干名	若干名	0～若干名 (※1)	0～若干名 (※1)

※1 校区内の生徒数の推移によっては、受入ができない場合があります。

※2 特別支援学級を希望される場合は、必ず学校へ相談いただきますようお願いいたします。

## 各学校の部活動一覧

○・・・男女とも参加可

■・・・男子のみ

□・・・女子のみ

		大池	桃谷	生野	東生野	田島	巽	新生野	新巽
運動系	野球			○		○	○	○	■
	サッカー	○	○	■		■	○	○	○
	ラグビー	○	○		○	■	○	○	■
	バスケットボール	○	□	○	○		○	○	○
	バレーボール	□	□	□		□	□	○	
	硬式テニス	□						■	
	ソフトテニス				□	□			□
	卓球	○	○	○	○		○		○
	バドミントン		○					□	
	水泳競技							○	
	陸上競技		○	○		○	○		
	柔道			○					
体操					○				
文化系	美術	○	○			○	○	○	○
	吹奏楽・ブラスバンド	○	○	○			○	○	○
	コーラス				○				
	イラスト・文芸				○				
	国語・書道						○		
	家庭科	○		○		○			○
	放送			○					
	生活							○	
	パソコン	○							
	茶道		○	○				○	
茶道・家庭科						□			

【指定校変更の申立の際は、事前に十分ご検討ください】

- ・ 詳しい活動内容等は、各学校にお問合せください。
- ・ 部活動を見学するなど、活動内容が希望に沿ったものか確認してください。